

# 被扶養者認定基準

## 第1条（目的）

この基準は、健康保険法（以下、「法」という。）第3条第7項の規定に基づき、被扶養者の認定に関し、税務会計監査事務所健康保険組合（以下、「組合」という。）が、厳正かつ公平に審査し、認定するための基準を定めたものである。

## 第2条（扶養認定の基本原則）

被扶養者の認定については、法、健康保険法施行令、健康保険法施行規則及び関係通達（以下、「法令等」という。）並びに組合規約に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとし、この処理原則に沿って総合的に審査し、法第3条第7項に規定する要件への適合の可否を個々の事例毎に組合が判断し行うものとする。

## 第3条（扶養認定の申請手続）

被扶養者の認定を受けようとするときは、被保険者は該当事実があった日から5日以内に組合所定の「健康保険被扶養者(異動)届」及び、認定対象者が国民年金第3号被保険者に該当する場合は「国民年金第3号被保険者関係届」（両者をあわせて以下、「被扶養者異動届」という。）に組合が指定する諸資料を添付し、事業主を経由して組合に提出しなければならない。その後、被扶養者が新たに生じたときも同様の手続をしなければならない。

なお、被扶養者異動届及びその添付資料の記載事項に変更が生じた時は、その都度遅滞なく事業主を経由して、組合に届出なければならない。ただし、法第3条第4項の規定による被保険者（任意継続被保険者）は事業主を経由することを要しない。

## 第4条（扶養認定の日）

組合が被扶養者資格を認める場合、認定年月日については、下記の者を除き、原則として受付年月日とする。

（受付年月日以外の日とする者）

イ：被保険者の資格取得時に、被扶養者異動届の提出漏れと判断できる者。

ロ：子については、扶養の事由が出生の者。

ハ：扶養開始年月日が判断できる添付書類がある者。

ただし、ハについては、受付年月日から1ヶ月以上遡ることはできないものとする。

## 第5条（扶養削除の届出義務）

被扶養者がその後、被扶養者資格に必要な要件を失った場合、被保険者は被扶養者異動届を該当事実が発生した日から5日以内に、事業主を経由し、組合に提出しなければならない。

2. 組合はDVにより被害を受けている被扶養者に対しては、法令等に基づき、適切に処理を行うものとする。

## 第6条（扶養削除の日）

被扶養者資格の要件を失った場合は、その日の翌日をもって、被扶養者資格削除の日とする。

ただし、被扶養者資格削除の要件が、就職による削除の場合は、就職した日、結婚による削除の場合は、異動の日をもって被扶養者資格削除の日とする。なお、やむを得ない事情により、削除日が確定できない場合は、その事実が判明した日をもって被扶養者資格削除の日とする。

2.被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合には、その日をもって被扶養者資格削除の日とする。

## 第7条（扶養の認定）

被扶養者として認定を受けるためには、主として当該被保険者により生計を維持していることを要するものとし、下記項目を総合的かつ厳正に審査したうえで、被扶養者に該当するかどうかを判断する。

また、適用にあたっての具体的な添付書類等は、組合の内規によるものとする。

① 被扶養者の認定にあたっては、被保険者との同居の有無（住民票が同一であるか否か）、認定対象者及び被保険者の収入状況、別居の場合の被保険者からの援助額、認定対象者の年齢、親族関係などを考慮し、組合が法令等及び社会通念上の妥当性を念頭に行うものとする。

② 被扶養者の帰属あるいは被扶養者の認定に関して疑義や意見の相違がある場合は、その結論が出るまで帰属あるいは認定の決定を留保する。

なお、組合が必要と判断した場合には、事業主並びに被保険者に対し、被扶養者の認定について参考となる資料の提出を求めることができる。

2.組合の事実確認に対し、添付資料の提出を拒んだり、正当な理由なしに添付資料の提出を遅滞させるなど、著しく非協力的な場合は、認定対象者を審査の対象から外し、もしくは被扶養者の資格を削除することができるものとする。

## 第8条（被保険者の扶養能力）

被保険者の扶養能力の基となる収入の範囲は、原則として事業主から支給されている賃金・給与等の収入とし、主として当該被保険者により生計を維持していることが証明されなければならない。そのため、夫婦共働きの場合には、収入の多い方が主として生計を維持していると判断する。ただし、被保険者が他所より賃金・給与等の収入を受けている場合や、被保険者と同一世帯に属している者の収入を加えて検討すべき相当の理由がある場合等は別途検討し、法令等及び社会通念上の妥当性を念頭に決定するものとする。

また、別居の被扶養者に対しては、主として被保険者により生計を維持していることを証明するために、毎月預金への振込によって仕送りをしていることが、客観的に判断できることを要するものとする。

なお、組合が必要と判断した場合には、事業主並びに被保険者に対し、被保険者の報酬の決定について、参考となる資料の提出を求めることができるものとする。

## 第9条（扶養認定対象者の収入）

被扶養者認定において対象となる収入は、住民税の課税・非課税にかかわらず、以下のよ

うな継続性のある収入すべてが対象となる。

- ①賃金・給与等の収入
- ②各種年金収入（厚生年金・国民年金・遺族年金・障害年金・恩給・企業年金基金等）
- ③事業所得（青色申告特別控除及び専従者給与控除前）
- ④不動産所得（青色申告特別控除及び専従者給与控除前）
- ⑤投資収入（利子・株式配当金・株式売却利益等）
- ⑥雇用保険失業給付
- ⑦傷病手当金・出産手当金
- ⑧親族等からの仕送り
- ⑨その他継続性のある収入

## 第 10 条（検 認）

組合は、被扶養者の認定を厳正かつ公平に行うために、毎年必要に応じ、被保険者に対して書類の提出もしくは提示を要求し、またはその他の方法により、事実確認を行うものとする。

2.組合の事実確認に対し、著しく非協力的な場合、又は、検認の期限までに確認書類等を提出しない場合には、公正な確認ができないことから、被扶養者の資格を削除することができるものとする。その場合の扶養削除日は、検認書類の提出期限の日の翌日とする。

## 第 11 条（被保険者の反論権）

被扶養者認定に関する組合の判断及び決定について、被保険者が納得できないときは、口頭又は具体的資料に基づく文書によって反論し、立証する権利を被保険者に付与する。

## 第 12 条（不正利得の徴収）

事業主及び被保険者が、虚偽の届出もしくは説明をしたことで、不正な被扶養者の認定が行われた場合は、法第 217 条により処罰の対象となる。

なお、その場合には、被扶養者の資格は遡って取消され、すでに当該期間中に保険診療や給付金、健診等の補助金を受けていたときは、当組合が負担した医療費や給付金、補助金等を不正に受領した被保険者とともに、事業主も連帯して返還義務を負うものとする。

## 第 13 条（その他）

この基準に定めのない事項及びこの基準の解釈に疑義が生じた場合は、その都度理事会で定めるものとする。

### 附則

この基準は、平成 27 年 2 月 13 日より施行する。

### 附則

この基準の変更は、平成 27 年 4 月 24 日より施行する。

### 附則

この基準の変更は、平成 27 年 12 月 18 日より施行する。